



保育料無償化に向けた段階的負担軽減(拡充)について

山形県
しあわせ子育て応援部

1 目的

○ 「こどもが笑顔の山形県」「子育てするなら山形県」の実現に向けて、安心して山形でこどもを生き育てることができるよう、保育料無償化に向けた段階的負担軽減を実施するものです。

2 事業内容

○ 0歳から2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち無償化されていない第3及び第4区分（市町村民税所得割 97,000円未満）の世帯に加え、新たに第5区分（同169,000円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施します。

○ 県は、第3及び第4区分については、国基準利用料の1/2、第5区分は同1/4を交付金として市町村に交付します。対象施設は、政府の幼児教育・保育の無償化（3～5歳児）の対象に準じます。

○ 事業開始（拡充）時期は、令和7年4月とします。



保育料無償化に向けた段階的負担軽減の対象

所得階層区分			推定年収	国基準利用料	0～2歳児	3～5歳児
①	生活保護世帯		—	0円	全国一律で既に無償化	全国一律で既に無償化
②	市町村民税非課税世帯		260万円未満			
③	市町村民税所得割	48,600円未満	330万円未満	19,500円	本県独自に負担軽減を実施（令和3年9月～）	
④		97,000円未満	470万円未満	30,000円		
⑤		169,000円未満	640万円未満	44,500円	本県独自に負担軽減を実施（拡充）（令和7年4月～）	
⑥		301,000円未満	930万円未満	61,000円	政府の動向等を踏まえて検討 ※ 政府に対しては、0～2歳児の保育料無償化の全国一律実施を継続して提案	
⑦		397,000円未満	1,130万円未満	80,000円		
⑧		397,000円以上	1,130万円以上	104,000円		

